

工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表 (企業庁水道部分)

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考
1	1-	1-	4	1.		1. 請負代金内訳書 請負者は、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督員を通じて発注者に提出しなければならない。	1	1-	1-	4	1.		1. 請負代金内訳書 請負者は、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を作成し、工事請負契約締結後14日以内に 原則電子メールにより 監督員を通じて発注者に提出しなければならない。	追記
1	1-	1-	25	1.		1. 完了通知の提出 請負者は、契約書第33条の規定に基づき、完了通知を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。	1	1-	1-	25	1.		1. 完了通知の提出 請負者は、契約書第33条の規定に基づき、完了通知を監督員を通じて 原則電子メールにより 発注者に提出しなければならない。	追記
1	1-	1-	26	2.		2. 部分払いの請求 請負者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、出来形検査請求書と合わせて、監督員に提出しなければならない。	1	1-	1-	26	2.		2. 部分払いの請求 請負者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、出来形検査請求書と合わせて、 原則電子メールにより 、監督員に提出しなければならない。	追記
1	1-	1-	26	7.		7. 中間前払金の請求 請負者は、契約書第36条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に第1編1-1-30による履行報告を作成し、監督員に提出しなければならない。	1	1-	1-	26	7.		7. 中間前払金の請求 請負者は、契約書第36条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に第1編1-1-30による履行報告を作成し、 原則電子メールにより 、監督員に提出しなければならない。	追記
1	1-	1-	36	1.		-	1	1-	1-	36	1.		なお、請負者及び発注者は、建設工事事故データベースシステムの登録対象となる工事事故の場合、必要な情報をシステムに登録するものとする。	新規追加
1	1-	1-	51	1.		1. 現場代理人等通知書 請負者は、契約書第11条に規定する現場代理人、監理技術者等(主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐(監理技術者の行うべき職務を補佐する者)をいう。以下同じ)または専門技術者を定め、工事請負契約締結後5日以内に所定の様式により経歴書を添付し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。	1	1-	1-	51	1.		1. 現場代理人等通知書 請負者は、契約書第11条に規定する現場代理人、監理技術者等(主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐(監理技術者の行うべき職務を補佐する者)をいう。以下同じ)または専門技術者を定め、工事請負契約締結後5日以内に所定の様式により経歴書を添付し、 原則電子メールにより 監督員を通じて発注者に提出しなければならない。	追記
1	1-	1-	51	3.		3. 技術者の専任制 なお、請負者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、他の工事の主任技術者と兼務させる場合、..(略)..。監理技術者について建設業法施行令第28条及び第29条の規定に基づき、..(略)..、監督員を通じて発注者に提出すること。	1	1-	1-	51	3.		3. 技術者の専任制 なお、請負者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、他の工事の主任技術者と兼務させる場合、..(略)..。監理技術者について建設業法施行令第28条及び第29条の規定に基づき、..(略)..、監督員を通じて発注者に提出すること。 なお、企業庁への提出は原則電子メールで行うこと。	追記
1	1-	1-	51	5.		5. 現場代理人の常駐の運用 現場代理人の常駐の運用は、..(略)..兼務する工事が新たに契約した工事である場合は、現場代理人等通知書に現場代理人の兼務届及び工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、工事請負契約締結後5日以内に、また、既発注工事である場合は、現場代理人の兼務届に工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に、監督員を通じて発注者に提出すること。	1	1-	1-	51	5.		5. 現場代理人の常駐の運用 現場代理人の常駐の運用は、..(略)..兼務する工事が新たに契約した工事である場合は、現場代理人等通知書に現場代理人の兼務届及び工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、工事請負契約締結後5日以内に、また、既発注工事である場合は、現場代理人の兼務届に工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に、監督員を通じて発注者に提出すること。 なお、企業庁への提出は原則	追記
11	1-	1-	4			第1章 電気通信設備工 第1節 適用 4. 適用規定(4)	11	1-	1-	4			第1章 電気通信設備工 第1節 適用 4. 適用 特例	修正
11	1-	2-	4			第2章 機械工 第1節 適用 4. 適用規定(4)	11	1-	2-	4			第2章 機械工 第1節 適用 4. 適用 特例	修正

工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考																		
1	1-	1-	4	1.		1. 請負代金内訳書 請負者は、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督員を通じて発注者に提出しなければならない。 なお、内訳書には、 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費 を明示すること。	1	1-	1-	4	1.		1. 請負代金内訳書 請負者は、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督員を通じて発注者に提出しなければならない。 なお、内訳書には、 材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金 を明示すること。																			
1	1-	1-	6	2.		2. 施工計画書の記載事項 ただし、請負者は当初請負代金額が4,500万円未満の工事については、設計図書に示す場合を除き、記載内容の一部を省略する。省略する項目は(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(10)、(11)とする。	1	1-	1-	6	2.		2. 施工計画書の記載事項 ただし、請負者は当初請負代金額が4,500万円未満の工事については、設計図書に示す場合を除き、記載内容の一部を省略する。省略する項目は(2)、(4)、(5)、(6)、(10)、(11)とする。	諸基準類との整合																		
1	1-	1-	18	3.		3. 再生資源の利用 請負者は、再生資源の率先利用を図るため、愛知県あいくる材率先利用方針(平成26年8月31日愛知県)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努めなければならない。	1	1-	1-	18	3.		3. 再生資源の利用 請負者は、再生資源の率先利用を図るため、愛知県あいくる材率先利用方針(令和6年12月20日愛知県)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努めなければならない。	更新																		
1	1-	1-	21	4.		4. 法令遵守 請負者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(令和6年改正法律第68号)(以下「建設リサイクル法」という。)、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)、愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱(以下「ガイドライン実施要綱」という。)、建設発生土(土砂)等の利用と処理に関する実施要領(以下「建設発生土等の実施要領」という。)、愛知県あいくる材率先利用方針を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	1	1-	1-	21	4.		4. 法令遵守 請負者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(令和4年改正法律第68号)(以下「建設リサイクル法」という。)、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)、愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱(以下「ガイドライン実施要綱」という。)、建設発生土(土砂)等の利用と処理に関する実施要領(以下「建設発生土等の実施要領」という。)、愛知県あいくる材率先利用方針を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	諸基準類との整合																		
1	1-	1-	22			(追加)	1	1-	1-	22			<p style="text-align: center;">表 1-1 段階確認一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">照明設備工</td> <td>設置位置</td> <td>設置位置墨だし時</td> <td>照明設備の位置</td> </tr> <tr> <td>点灯試験、照度測定</td> <td>試験、測定時</td> <td>設計照度との対比</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">接地設置工</td> <td>接地極の設置</td> <td>床層部埋戻前(打込式)または打込作業過程</td> <td>接地極の位置(深さ)</td> </tr> <tr> <td>接地抵抗の測定</td> <td>試験結果報告書提出時</td> <td>接地抵抗値</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の電気通信設備工においては、「電気通信設備仕様書工事共通仕様書」によること。 機械工においては、「機械工事共通仕様書(案)」によること。</p>	種別	細別	確認時期	確認項目	照明設備工	設置位置	設置位置墨だし時	照明設備の位置	点灯試験、照度測定	試験、測定時	設計照度との対比	接地設置工	接地極の設置	床層部埋戻前(打込式)または打込作業過程	接地極の位置(深さ)	接地抵抗の測定	試験結果報告書提出時	接地抵抗値	
種別	細別	確認時期	確認項目																													
照明設備工	設置位置	設置位置墨だし時	照明設備の位置																													
	点灯試験、照度測定	試験、測定時	設計照度との対比																													
接地設置工	接地極の設置	床層部埋戻前(打込式)または打込作業過程	接地極の位置(深さ)																													
	接地抵抗の測定	試験結果報告書提出時	接地抵抗値																													
1	1-	1-	26	7.		7. 中間前払金の請求 請負者は、契約書第36条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に第1編1-1-31による履行報告を作成し、監督員に提出しなければならない。	1-	1-	1-	26	7.		7. 中間前払金の請求 請負者は、契約書第36条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に第1編1-1-30による履行報告を作成し、監督員に提出しなければならない。	修正																		
1	1-	1-	32			1-1-32 足場工 請負者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省、平成21年4月)によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	1	1-	1-	32			1-1-32 足場工 請負者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省、令和5年12月)によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	更新																		

工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考																			
1	1-	1-	33	1.		1. 安全指針等の遵守 (1)土木工事安全施工技術指針 (国土交通大臣官房技術審議官通達、令和5年3月)	1	1-	1-	33	1.		1. 安全指針等の遵守 (1)土木工事安全施工技術指針 (国土交通大臣官房技術審議官通達、令和7年3月)																				
1	1-	1-	33	9.		9. 現場環境改善 (1)実施については、表1-3の内容の内、原則として各計上費目(現場環境改善費のうち、仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつ(ただし、いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容(事業説明板を含む)を実施するものとするが、地域連携の4. デザイン工事看板は、(5)の事業説明板として必ず実施する。なお、具体的内容は、すでに一般化している美装化などとしなすこと。 ただし、「誰もが働きやすい現場環境整備工事」の対象工事においては、地域連携4. デザイン工事看板は必須としない。	1	1-	1-	33	9.		9. 現場環境改善 (1)実施については、表1-3の内容の内、原則として各項目(現場環境改善費のうち、仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施する。																				
1	1-	1-	33	9.		<p style="text-align: center;">表1-3 現場環境改善</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等) 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各事業PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減	営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等) 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策	地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各事業PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献	1	1-	1-	33	9.	<p style="text-align: center;">表1-3 現場環境改善</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の充実 3. 現場休憩所の充実(交通誘導警備員待機室含む) 4. 衛生設備・厚生施設の充実</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2. 見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3. 社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4. 現場景観向上(美装化・デザイン看板等)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	仮設備関係	1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減	営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の充実 3. 現場休憩所の充実(交通誘導警備員待機室含む) 4. 衛生設備・厚生施設の充実	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策	地域連携	1. 広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2. 見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3. 社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4. 現場景観向上(美装化・デザイン看板等)	
項目	内容																																
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減																																
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																																
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等) 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策																																
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各事業PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献																																
項目	内容																																
仮設備関係	1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減																																
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の充実 3. 現場休憩所の充実(交通誘導警備員待機室含む) 4. 衛生設備・厚生施設の充実																																
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策																																
地域連携	1. 広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2. 見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3. 社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4. 現場景観向上(美装化・デザイン看板等)																																
1	1-	1-	33	9.		9. 現場環境改善 (5) (1)の事業説明板を設置する場合の表示内容は表1-4のとおりとする。 表1-4 工事説明板の表示内容	1	1-	1-	33	9.	(8)	9. 現場環境改善 (5) 事業説明板を設置する場合の表示内容は表1-4のとおりとする。 表1-4 事業説明板の表示内容																				
1	1-	1-	33	9.		9. 現場環境改善 (6) 事業説明板の設置場所は、見学者・地域住民及び施設(道路・河川・公園等)利用者の目につくところとする。ただし、安全上支障のない場所とする。 (7) 事業説明板の設置期間は、対象工事期間中とする。	1	1-	1-	33	9.	(8)	9. 現場環境改善 (6) 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、原則、すべての屋外工事を対象として工事契約後に監督員と協議するものとし、当初契約金額に相当する現場環境改善費の率分で算出(150,000千円未満の工事は仮想で算出)される額の100%を上限として、設計変更の対象とすることができる。																				

工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考
1	1-	1-	33	16.		<p>16. 南海トラフ地震臨時情報 請負者は、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合には、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の構造物及び仮設構造物に対し、必要な補強・落下防止等の保全措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する緊急避難措置の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うとともに、海岸堤防や河川堤防を掘削する工事など、有事の際に甚大な被害を及ぼす可能性がある工事を行っている場合は、その対応について早急に監督員と協議し、必要に応じて第1編 1-1-50臨機の措置をとらなければならない。 上記措置については、施工計画書(8)緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。 請負者は、上記の地震に限らず、震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督員に報告するものとする。</p>	1	1-	1-	33	16.		<p>16-1. 南海トラフ地震防災対策推進地域における工事 請負者は、南海トラフ地震臨時情報が気象庁から出された場合には、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講じなければならない。 (1)上記保全措置については、施工計画書(8)緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。 (2)上記事実が発生した場合は、必要に応じて第1編 1-1-50臨機の措置の規定によらなければならない。 (3)請負者は、上記の地震に限らず、震度4以上の地震が発生した場合は、速やかに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督員に報告するものとする。 16-2. 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について (1) 請負者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。 (2-1) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれる場合 請負者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があつたものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、請負者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止が継続を判断するものとし、その結果を、監督員に連絡し、その後の対応について監督員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に請負者は、本工事等に必要安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 (事項へ続く)</p>	

工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考
1	1-	1-	33	16.			1	1-	1-	33	16.		<p>(2-2) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれない場合 請負者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、請負者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督員に連絡し、その対応について監督員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に請負者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。</p> <p>(3) 請負者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督員に連絡し、その後の対応について監督員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に請負者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。</p> <p>(4) 請負者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督員に報告するものとする。</p> <p>(5) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、請負者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督員と協議できるものとする。</p>	
1	1-	1-	33	17.		17. 安全衛生協議会の設置 監督員が、労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号)第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、請負者を指名した場合には、請負者はこれに従うものとする。	1	1-	1-	33	17.		17. 安全衛生協議会の設置 監督員が、労働安全衛生法(令和7年5月改正 法律第33号)第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、請負者を指名した場合には、請負者はこれに従うものとする。	更新
1	1-	1-	33	18.		18. 安全優先 請負者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。	1	1-	1-	33	18.		18. 安全優先 請負者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(令和7年5月改正 法律第33号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。	更新
1	1-	1-	37	6.		6. 排出ガス対策型建設機械 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和3年2月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)	1	1-	1-	37	6.		6. 排出ガス対策型建設機械 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和6年4月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)	更新

工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考
1	1-	1-	37	9.		9. 特定調達品目 請負者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正 法律第36号。『グリーン購入法』という。)」第2条に規定する環境物品等をいう。』及び「県民の生活環境の保全等に関する条例(令和4年愛知県条例第15号)」第88条で定められた「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針」に定められた特定調達品の使用を積極的に推進するものとする。	1	1-	1-	37	9.		9. 特定調達品目 請負者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正 法律第36号。『グリーン購入法』という。)」第2条に規定する環境物品等をいう。』及び「県民の生活環境の保全等に関する条例(令和7年愛知県条例第1号)」第88条で定められた「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針」に定められた特定調達品の使用を積極的に推進するものとする。	更新
1	1-	1-	37	12.		12. 石綿等 請負者は、建築物その他の工作物を解体、改造、又は補修する作業において、「大気汚染防止法(令和4年6月17日改正)」及び「石綿障害予防規則(令和5年8月29日改正)」に基づき、石綿等の使用の有無を事前に調査し、その結果等について監督員を通じて発注者へ説明しなければならない。また、請負者は、その調査結果を公衆及び作業員が見やすい場所へ掲示すること。	1	1-	1-	37	12.		12. 石綿等 請負者は、建築物その他の工作物を解体、改造、又は補修する作業において、「大気汚染防止法(令和4年6月17日改正)」及び「石綿障害予防規則(令和5年12月27日改正)」に基づき、石綿等の使用の有無を事前に調査し、その結果等について監督員を通じて発注者へ説明しなければならない。また、請負者は、その調査結果を公衆及び作業員が見やすい場所へ掲示すること。	
1	1-	1-	40	4.		4. 交通安全法令の遵守 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号)	1	1-	1-	40	4.		4. 交通安全法令の遵守 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(3)	下請代金支払遅延等防止法(平成21年6月改正法律第51号)	1	1-	1-	42	1.	(3)	下請代金支払遅延等防止法(令和7年5月改正法律第41号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(5)	労働安全衛生法(令和4年6月改正法律第68号)	1	1-	1-	42	1.	(5)	労働安全衛生法(令和7年5月改正法律第33号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(6)	作業環境測定法(令和4年6月改正法律第68号)	1	1-	1-	42	1.	(6)	作業環境測定法(令和7年5月改正法律第33号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(8)	雇用保険法(令和6年6月改正法律第47号)	1	1-	1-	42	1.	(8)	雇用保険法(令和7年5月改正法律第32号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(10)	健康保険法(令和6年6月改正法律第52号)	1	1-	1-	42	1.	(10)	健康保険法(令和7年6月改正法律第74号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(13)	出入国管理及び難民認定法(令和6年6月改正法律第60号)	1	1-	1-	42	1.	(13)	出入国管理及び難民認定法(令和7年6月改正法律第75号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(14)	道路法(令和5年5月改正法律第34号)	1	1-	1-	42	1.	(14)	道路法(令和7年4月改正法律第22号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(16)	道路運送法(令和5年4月改正法律第18号)	1	1-	1-	42	1.	(16)	道路運送法(令和6年5月改正法律第23号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(22)	港湾法(令和4年11月改正法律第87号)	1	1-	1-	42	1.	(22)	港湾法(令和7年4月改正法律第25号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(24)	漁港漁場整備法(令和5年5月改正法律第34号)	1	1-	1-	42	1.	(24)	漁港及び漁場の整備等に関する法律(令和5年5月改正法律第34号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(26)	航空法(令和5年6月改正法律第63号)	1	1-	1-	42	1.	(26)	航空法(令和7年6月改正法律第55号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(44)	都市公園法(令和4年6月改正法律第68号)	1	1-	1-	42	1.	(44)	都市公園法(令和6年5月改正法律第40号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(51)	船員法(令和6年5月改正法律第42号)	1	1-	1-	42	1.	(51)	船員法(令和7年5月改正法律第32号)	更新

工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考
1	1-	1-	42	1.	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法(令和5年5月改正法律第24号)	1	1-	1-	42	1.	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法(令和7年5月改正法律第32号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(62)	空港法(令和5年6月改正法律第63号)	1	1-	1-	42	1.	(62)	空港法(令和7年6月改正法律第55号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(64)	厚生年金保険法(令和6年6月改正法律第52号)	1	1-	1-	42	1.	(64)	厚生年金保険法(令和7年6月改正法律第74号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(66)	資源の有効な利用の促進に関する法律(令和4年5月改正法律第46号)	1	1-	1-	42	1.	(66)	資源の有効な利用の促進に関する法律(令和7年6月改正法律第52号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(69)	所得税法(令和6年6月改正法律第47号)	1	1-	1-	42	1.	(69)	所得税法(令和7年6月改正法律第74号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(71)	船員保険法(令和6年6月改正法律第52号)	1	1-	1-	42	1.	(71)	船員保険法(令和7年6月改正法律第80号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(73)	電波法(令和5年12月改正法律第87号)	1	1-	1-	42	1.	(73)	電波法(令和7年4月改正法律第27号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(79)	地方自治法(令和6年6月改正法律第66号)	1	1-	1-	42	1.	(79)	地方自治法(令和7年5月改正法律第47号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(80)	愛知県財務規則(令和6年3月改正規則第38号)	1	1-	1-	42	1.	(80)	愛知県財務規則(令和7年3月改正規則第44号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(81)	県民の生活環境の保全等に関する条例(令和4年3月改正条例第15号)	1	1-	1-	42	1.	(81)	県民の生活環境の保全等に関する条例(令和7年3月改正条例第1号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(86)	個人情報の保護に関する法律(令和5年11月改正法律第79号)	1	1-	1-	42	1.	(86)	個人情報の保護に関する法律(令和6年6月改正法律第46号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(87)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和5年6月改正法律第58号)	1	1-	1-	42	1.	(87)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和6年6月改正法律第53号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(89)	酸素欠乏症等防止規則(昭和47年9月労働省令第42号)	1	1-	1-	42	1.	(89)	酸素欠乏症等防止規則(令和4年4月労働省令第82号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(90)	都市計画法(令和6年11月改正法律第40号)	1	1-	1-	42	1.	(90)	都市計画法(令和7年6月改正法律第51号)	更新
1	1-	1-	42	1.	(93)	愛知県公契約条例(平成29年4月改正条例第10号)	1	1-	1-	42	1.	(93)	愛知県公契約条例(平成28年条例第10号)	修正
1	1-	1-	57	5.		<p>5. ICT活用工事</p> <p>請負者は、愛知県の定める「ICT活用工事(土工)実施要領」、「ICT活用工事(舗装工)実施要領」、「ICT活用工事(舗装工(修繕工))実施要領」、「ICT活用工事(河川浚渫)実施要領」、「ICT活用工事(作業土工(床掘))実施要領」、「ICT活用工事(付帯構造物設置工)実施要領」、「ICT活用工事(法面工)実施要領」、「ICT活用工事(地盤改良工)実施要領」、「ICT活用工事(土工1000m3未満)実施要領」、「ICT活用工事(小規模土工)実施要領」、「ICT活用工事(構造物工(橋脚・橋台))実施要領」、「ICT活用工事(基礎工)実施要領」、「ICT活用工事(擁壁工)実施要領」、「ICT活用工事(浚渫工(港湾))実施要領」、「ICT活用工事(基礎工(港湾))実施要領」、「ICT活用工事(ブロック据付工(港湾))実施要領」及び「ICT活用工事(海上地盤改良工:床掘工・置換工編(港湾))実施要領」の規定に従い、ICT活用工事を、監督員と協議の上で実施することができる。</p>	1	1-	1-	57	5.	<p>5. ICT活用工事</p> <p>請負者は、愛知県の定める「ICT活用工事(土工)実施要領」、「ICT活用工事(舗装工)実施要領」、「ICT活用工事(舗装工(修繕工))実施要領」、「ICT活用工事(河川浚渫)実施要領」、「ICT活用工事(作業土工(床掘工))実施要領」、「ICT活用工事(付帯構造物設置工)実施要領」、「ICT活用工事(法面工)実施要領」、「ICT活用工事(地盤改良工)実施要領」、「ICT活用工事(構造物工(橋脚・橋台))実施要領」、「ICT活用工事(基礎工)実施要領」、「ICT活用工事(擁壁工)実施要領」、「ICT活用工事(浚渫工(港湾))実施要領」、「ICT活用工事(基礎工(港湾))実施要領」、「ICT活用工事(ブロック据付工(港湾))実施要領」及び「ICT活用工事(海上地盤改良工:床掘工・置換工編(港湾))実施要領」の規定に従い、ICT活用工事を、監督員と協議の上で実施することができる。</p>	ICT改訂	

工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考
1	1-	1-	57	6.		6. 建設現場の遠隔臨場 請負者は、 請負者は 、愛知県が定める「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」の規定に従い、建設現場の遠隔臨場を、監督員と協議の上、実施することができる。	1	1-	1-	57	6.		6. 建設現場の遠隔臨場 請負者は、愛知県が定める「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」の規定に従い、建設現場の遠隔臨場を、監督員と協議の上、実施することができる。	誤記
1	1-	1-	58			1 - 1 - 58 愛知県公契約条例に基づく措置 愛知県公契約条例(平成29年4月改正条例第10号)に規定する公契約(予定価格が6億円以上の工事)の請負者は、当該公契約に係る労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認するため必要な措置を講ずるものとする。	1	1-	1-	58			1 - 1 - 58 愛知県公契約条例に基づく措置 愛知県公契約条例(平成28年条例第10号第9条)に規定する公契約(予定価格が6億円以上の工事)の請負者は、当該公契約に係る労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認するため必要な措置を講ずるものとする。	修正
1						(空白)	1	1-	1-	空白			(空白)	

工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考																																			
2	2-	3-	3	1.		表2-6 [注]再生骨材の粒度は、モルタル粒などを 含んだ 破碎されたままの 見かけ の骨材粒度を使用する。	2	2-	3-	3	1.		表2-6 [注]再生骨材の粒度は、モルタル粒などを 含む 破碎されたままの 見掛け の骨材粒度を使用する。	諸基準類との整合																																			
2	2-	3-	3	1.		表2-7 [注]再生骨材の粒度は、モルタル粒などを 含んだ 破碎されたままの 見かけ の骨材粒度を使用する。	2	2-	3-	3	1.		表2-7 [注]再生骨材の粒度は、モルタル粒などを 含む 破碎されたままの 見掛け の骨材粒度を使用する。	諸基準類との整合																																			
2	2-	3-	4			再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表2-14の 規格 に適合するものとする。	2	2-	3-	4			再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の 目標値 は、 旧アスファルトの針入度 による評価を実施する場合は表2-14、 アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂 による評価を適用する場合は表2-15とし、 いずれか一方の目標値 に適合するものとする。	規定の変更																																			
2	2-	3-	4			<p>表2-14</p> <table border="1"> <caption>表2-14 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</caption> <thead> <tr> <th colspan="3">項目</th> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">旧アスファルトの含有量</td> <td>針入度</td> <td>1/10mm</td> <td>3.8以上</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td>圧裂係数</td> <td>N/mm²/mm</td> <td>1.70以上</td> <td>1.70以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">骨材の微粒分量</td> <td>5以下</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 各項目は13~0mmの粒度区分のものに適用する。 [注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び骨材の微粒分量試験で75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表したものである。 [注3] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103(骨材の微粒分量試験方法)により、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗い前の75μmふるいにとどまるものと、水洗い後の75μmふるいにとどまるものを、乾燥もしくは60℃以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差を求めたものである(旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75μmふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分量試験で失われる量の一部として扱う)。 [注4] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。</p>	項目			旧	新	旧アスファルトの含有量	針入度	1/10mm	3.8以上	3.8以上	圧裂係数	N/mm ² /mm	1.70以上	1.70以上	骨材の微粒分量			5以下	5以下	2	2-	3-	4			<p>表2-14</p> <table border="1"> <caption>表2-14 針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>旧</th> <th>新</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量</td> <td>%</td> <td>3.8以上</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td>旧アスファルトの針入度 (25℃)1/10mm</td> <td></td> <td>20以上</td> <td>20以上</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量</td> <td>%</td> <td>5以下</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。 [注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13~0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてもよい。 [注3] 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 [注4] 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。 [注5] アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p>	項目	旧	新	目標値	旧アスファルトの含有量	%	3.8以上	3.8以上	旧アスファルトの針入度 (25℃)1/10mm		20以上	20以上	骨材の微粒分量	%	5以下	5以下	改訂
項目			旧	新																																													
旧アスファルトの含有量	針入度	1/10mm	3.8以上	3.8以上																																													
	圧裂係数	N/mm ² /mm	1.70以上	1.70以上																																													
骨材の微粒分量			5以下	5以下																																													
項目	旧	新	目標値																																														
旧アスファルトの含有量	%	3.8以上	3.8以上																																														
旧アスファルトの針入度 (25℃)1/10mm		20以上	20以上																																														
骨材の微粒分量	%	5以下	5以下																																														

工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考								
						(新規)							表2-15 表2-15 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量 %</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)MPa/mm</td> <td>1.70以下</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量 %</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。 [注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13~0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてもよい。 [注3] 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 [注4] アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13~5mmと5~0mmに分級し、これらを質量比1:1に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。 作製した供試体の厚さは50.0±1.0mmとし、供試体が所定の空隙率(ノギスを用いる場合は9%、水中の見掛け質量を用いる場合は7%)を超えた場合、圧裂試験に供することができない。 [注5] 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。 [注6] アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p>	項目	目標値	旧アスファルトの含有量 %	3.8以上	アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量 %	5以下	
項目	目標値																					
旧アスファルトの含有量 %	3.8以上																					
アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)MPa/mm	1.70以下																					
骨材の微粒分量 %	5以下																					
2	2-	3-	4				2	2-	3-	4				追加								
2	2-	3-	5	2.		石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表2-15の規格に適合するものとする。	2	2-	3-	5	2.		石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表2-16の規格に適合するものとする。	表番号の変更								
2	2-	3-	5	2.		表2-15 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲	2	2-	3-	5	2.		表2-16 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲	表番号の変更								
2	2-	3-	5	3.		フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は表2-16の規格に適合するものとする。	2	2-	3-	5	3.		フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は表2-17の規格に適合するものとする。	表番号の変更								
2	2-	3-	5	3.		表2-16 フライアッシュ及び石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定	2	2-	3-	5	3.		表2-17 フライアッシュ及び石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定	表番号の変更								
2	2-	3-	6	1.		瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-17に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-18に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	2	2-	3-	6	1.		瀝青安定処理に使用する瀝青材料(再生舗装工法における新アスファルトを含む)の品質は、表2-18に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-19に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。									
2	2-	3-	6	1.		表2-17 舗装用石油アスファルトの規格	2	2-	3-	6	1.		表2-18 舗装用石油アスファルトの規格	表番号の変更								
2	2-	3-	6	1.		[注]各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記しなければならない。	2	2-	3-	6	1.		[注1]各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記しなければならない。 [注2]舗装用の新アスファルトである120~150、150~200、200~300は、「JIS K 2207:2006 石油アスファルト」とは引火点が異なる。	諸基準類との整合								
2	2-	3-	6	1.		表2-18 石油アスファルト乳剤の規格	2	2-	3-	6	1.		表2-19 石油アスファルト乳剤の規格	表番号の変更								

工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考
2	2-	6-	2	1.		セメントは表2-19の規格に適合するものとする。	2	2-	6-	2	1.		セメントは表2-20の規格に適合するものとする。	表番号の変更
2	2-	6-	2	1.		表2-19 セメントの種類	2	2-	6-	2	1.		表2-20 セメントの種類	表番号の変更
2	2-	6-	2	3.		普通ポルトランドセメントの品質は、表2-20の規格に適合するものとする。	2	2-	6-	2	3.		普通ポルトランドセメントの品質は、表2-21の規格に適合するものとする。	表番号の変更
2	2-	6-	2	3.		表2-20 普通ポルトランドセメントの品質	2	2-	6-	2	3.		表2-21 普通ポルトランドセメントの品質	表番号の変更
2	2-	8-	1	1.		舗装用石油アスファルトは、2-3-6安定剤の表2-17の規格に適合するものとする。	2	2-	8-	1	1.		舗装用石油アスファルトは、2-3-6安定剤の表2-18の規格に適合するものとする。	表番号の変更
2	2-	8-	1	2.		ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-21の規格に適合するものとする。なお、請負者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-21に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。	2	2-	8-	1	2.		ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-22の規格に適合するものとする。なお、請負者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-22に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。	表番号の変更
2	2-	8-	1	2.		表2-21 ポリマー改質アスファルトの標準的性状	2	2-	8-	1	2.		表2-22 ポリマー改質アスファルトの標準的性状	表番号の変更
2	2-	8-	1	3.		セミブローンアスファルトは、表2-22の規格に適合するものとする。	2	2-	8-	1	3.		セミブローンアスファルトは、表2-23の規格に適合するものとする。	表番号の変更
2	2-	8-	1	3.		表2-22 セミブローンアスファルト(AC-100)の規格	2	2-	8-	1	3.		表2-23 セミブローンアスファルト(AC-100)の規格	表番号の変更
2	2-	8-	1	4.		石油アスファルト乳剤は表2-23-1、2、3の規格に適合するものとする。	2	2-	8-	1	4.		石油アスファルト乳剤は表2-24-1、2、3の規格に適合するものとする。	表番号の変更
2	2-	8-	1	4.		表2-23-1 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	2	2-	8-	1	4.		表2-24-1 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	表番号の変更
2	2-	8-	1	4.		表2-23-2 タックコート用高性能改質アスファルト乳剤の標準的性状	2	2-	8-	1	4.		表2-24-2 タックコート用高性能改質アスファルト乳剤の標準的性状	表番号の変更
2	2-	8-	1	4.		表2-23-3 プライムコート用高性能改質アスファルト乳剤の標準的性状	2	2-	8-	1	4.		表2-24-3 プライムコート用高性能改質アスファルト乳剤の標準的性状	表番号の変更
2	2-	8-	1	5.		5. グースアスファルト に用いるアスファルト グースアスファルトに用いるアスファルトは表2-24に示す 硬質アスファルト に用いるアスファルトの規格に適合するものとする。	2	2-	8-	1	5.		5. 硬質アスファルト に用いるアスファルト 硬質アスファルトに用いるアスファルトは表2-25の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表2-26の規格に適合するものとする。	諸基準類との整合
2	2-	8-	1	5.		表2-24 硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格	2	2-	8-	1	5.		表2-25 硬質アスファルトに用いるアスファルトの 標準的性状	
2	2-	8-	1	6.		6. グースアスファルト グースアスファルトは、表2-25に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。	2	2-	8-	1	6.		(削除)	
2	2-	8-	1	6.		表2-25 硬質 グース アスファルトの 標準規格	2	2-	8-	1	6.		表2-26 硬質アスファルトの 標準的性状	
						(新規)	2	2-	8-	1	6.		6. グースアスファルト に用いるアスファルト グースアスファルトに用いるアスファルトは、表2-25に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。	諸基準類との整合

工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考																											
						(新規)							7. ゲースアスファルト ゲースアスファルトは、表2-26に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。	諸基準類との整合																											
2	2-	8-	3			再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和5年9月改正 政令第276号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-26、2-27、2-28の規格に適合するものとする。	2	2-	8-	3			再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和7年2月改正 政令第35号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-27、2-28、2-29の規格に適合するものとする。	更新																											
2	2-	8-	3			表2-26 再生用添加剤の品質(エマルジョン系)	2	2-	8-	3			表2-27 再生用添加剤の品質(エマルジョン系)	表番号の変更																											
2	2-	8-	3			表2-27 再生用添加剤の品質(オイル系)	2	2-	8-	3			表2-28 再生用添加剤の品質(オイル系)	表番号の変更																											
2	2-	8-	3			表2-28 再生用添加剤の標準的性状	2	2-	8-	3			表2-29 再生用添加剤の標準的性状	表番号の変更																											
2	2-	8-	3			<p style="text-align: center;">表2-28 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 粘 度 (60℃) mm²/s</td> <td>80～1,000</td> </tr> <tr> <td>引 火 点 ℃</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>±3以内</td> </tr> <tr> <td>密 度 (15℃) g/cm³</td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組成 (石油学会規格 JPI-5S-70-10)</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table>	項目	標準的性状	動 粘 度 (60℃) mm ² /s	80～1,000	引 火 点 ℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	±3以内	密 度 (15℃) g/cm ³	報告	組成 (石油学会規格 JPI-5S-70-10)	報告	2	2-	8-	3		<p style="text-align: center;">表2-29 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 粘 度 (60℃) mm²/s</td> <td>80～1,000</td> </tr> <tr> <td>引 火 点 ℃</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>±3以内</td> </tr> <tr> <td>密 度 (15℃) g/cm³</td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組成 (石油学会規格 JPI-5S-77-19)</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table>	項目	標準的性状	動 粘 度 (60℃) mm ² /s	80～1,000	引 火 点 ℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	±3以内	密 度 (15℃) g/cm ³	報告	組成 (石油学会規格 JPI-5S-77-19)	報告	諸基準類との整合
項目	標準的性状																																								
動 粘 度 (60℃) mm ² /s	80～1,000																																								
引 火 点 ℃	250以上																																								
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下																																								
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内																																								
密 度 (15℃) g/cm ³	報告																																								
組成 (石油学会規格 JPI-5S-70-10)	報告																																								
項目	標準的性状																																								
動 粘 度 (60℃) mm ² /s	80～1,000																																								
引 火 点 ℃	250以上																																								
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下																																								
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内																																								
密 度 (15℃) g/cm ³	報告																																								
組成 (石油学会規格 JPI-5S-77-19)	報告																																								
2	2-	12-	1	(4)	<p>(4)反射シート</p> <p>標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-29、2-30に示す規格以上のものとする。</p> <p>また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の变化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。</p> <p>なお、請負者は、表2-29、2-30に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、監督員の確認を受けなければならない。</p>	2	2-	12-	1	(4)	<p>(4)反射シート</p> <p>標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-30、2-31に示す規格以上のものとする。</p> <p>また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の变化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。</p> <p>なお、請負者は、表2-30、2-31に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、監督員の確認を受けなければならない。</p>	表番号の変更																													
2	2-	12-	1	(4)	表2-29 封入レンズ型反射シートの反射性能	2	2-	12-	1	(4)	表2-30 封入レンズ型反射シートの反射性能	表番号の変更																													
2	2-	12-	1	(4)	表2-30 カプセルレンズ型反射シートの反射性能	2	2-	12-	1	(4)	表2-31 カプセルレンズ型反射シートの反射性能	表番号の変更																													
2	2-	12-	2	2.	区画線の品質規格及び材料使用量は表2-31、表2-32のとおりとする。	2	2-	12-	2	2.	区画線の品質規格及び材料使用量は表2-32、表2-33のとおりとする。	表番号の変更																													
2	2-	12-	2	2.	表2-31 常温式ペイント及び加熱式ペイント(1km当り)	2	2-	12-	2	2.	表2-32 常温式ペイント及び加熱式ペイント(1km当り)	表番号の変更																													

工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考
2	2-	12-	2	2.		表2-32 溶融式ペイント(1km当り)	2	2-	12-	2	2.		表2-33 溶融式ペイント(1km当り)	表番号の変更
2	2-	12-	2	3.		区画線設置の巾及び色彩は表2-33のとおりとする。	2	2-	12-	2	3.		区画線設置の巾及び色彩は表2-34のとおりとする。	表番号の変更
2	2-	12-	2	3.		表2-33 区画線の巾及び色彩	2	2-	12-	2	3.		表2-34 区画線の巾及び色彩	表番号の変更
2	2-	13-	1	2.		橋梁修繕工に使用するシール材・注入材の規格は、表2-34のとおりとする。	2	2-	13-	1	2.		橋梁修繕工に使用するシール材・注入材の規格は、表2-35のとおりとする。	表番号の変更
2	2-	13-	1	2.		表2-34 シール材・注入材の規格	2	2-	13-	1	2.		表2-35 シール材・注入材の規格	表番号の変更
2	2-	13-	1	3.		エポキシ系樹脂は、表2-35に適合するものとする。	2	2-	13-	1	3.		エポキシ系樹脂は、表2-36に適合するものとする。	表番号の変更
2	2-	13-	1	3.		表2-35 エポキシ系樹脂の規格	2	2-	13-	1	3.		表2-36 エポキシ系樹脂の規格	表番号の変更
2	2-	13-	1	4.		エポキシ系樹脂モルタル及びエポキシ系樹脂コンクリートの質量配合比は、表2-36のとおりとする。	2	2-	13-	1	4.		エポキシ系樹脂モルタル及びエポキシ系樹脂コンクリートの質量配合比は、表2-37のとおりとする。	表番号の変更
2	2-	13-	1	4.		表2-36 質量配合比	2	2-	13-	1	4.		表2-37 質量配合比	表番号の変更
2	2-	13-	1	5.		珪砂は表2-37の規格を満足する4号・7号を使用する。	2	2-	13-	1	5.		珪砂は表2-38の規格を満足する4号・7号を使用する。	表番号の変更
2	2-	13-	1	5.		表2-37 珪砂の規格	2	2-	13-	1	5.		表2-38 珪砂の規格	表番号の変更
2	2-	13-	1	6.		樹脂コンクリートに使用する砂利は、水洗いを行い乾燥(表乾状態)させたものとし、粒度分布は表2-38を満足しなければならない。	2	2-	13-	1	6.		樹脂コンクリートに使用する砂利は、水洗いを行い乾燥(表乾状態)させたものとし、粒度分布は表2-39を満足しなければならない。	表番号の変更
2	2-	13-	1	6.		表2-38 粒度分布	2	2-	13-	1	6.		表2-39 粒度分布	表番号の変更
2	2-	13-	1	7.	(2)	繊維の品質規格については、表2-39とする。	2	2-	13-	1	7.	(2)	繊維の品質規格については、表2-40とする。	表番号の変更
2	2-	13-	1	7.	(2)	表2-39 繊維の品質規格	2	2-	13-	1	7.	(2)	表2-40 繊維の品質規格	表番号の変更
2	2-	13-	1	8.		充填材及びバックアップ材の物性は表2-40、表2-41のとおりとする。	2	2-	13-	1	8.		充填材及びバックアップ材の物性は表2-41、表2-42のとおりとする。	表番号の変更
2	2-	13-	1	8.		表2-40 弾性シール材の品質の標準規格及び試験項目物性	2	2-	13-	1	8.		表2-41 弾性シール材の品質の標準規格及び試験項目物性	表番号の変更
2	2-	13-	1	8.		表2-41 バックアップ材の品質の標準規格	2	2-	13-	1	8.		表2-42 バックアップ材の品質の標準規格	表番号の変更
2	2-	13-	2	2.		規格は表2-42によるものとする。	2	2-	13-	2	2.		規格は表2-43によるものとする。	表番号の変更
2	2-	13-	2	2.		表2-42 ゴム製止水板の規格	2	2-	13-	2	2.		表2-43 ゴム製止水板の規格	表番号の変更
2	2-	13-	2	2.		ひ管本体の継手に設ける場合の止水板の規格は表2-43によるものとする。	2	2-	13-	2	2.		ひ管本体の継手に設ける場合の止水板の規格は表2-44によるものとする。	表番号の変更
2	2-	13-	2	2.		表2-43 止水板の規格	2	2-	13-	2	2.		表2-44 止水板の規格	表番号の変更

工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考
2	2-	13-	2	4.		鋼製伸縮継手で使用する止水ゴムパッキン(クロロプレンゴム)の性状は表2-44によるものとする。	2	2-	13-	2	4.		鋼製伸縮継手で使用する止水ゴムパッキン(クロロプレンゴム)の性状は表2-45によるものとする。	表番号の変更
2	2-	13-	2	4.		表2-44 止水ゴムパッキンの規格	2	2-	13-	2	4.		表2-45 止水ゴムパッキンの規格	表番号の変更

工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考																																																																													
3	2-	3-	2	1.		産業標準化法(令和4年6月改正 法律68号)	3	2-	3-	2	1.		産業標準化法(平成30年5月改正 法律33号)	諸基準類との整合																																																																													
3	2-	3-	2	10.		<p style="text-align: center;">標準配合表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">規格</th> <th rowspan="2">コンクリートの種類</th> <th colspan="2">粗骨材の最大寸法</th> <th rowspan="2">呼び強度</th> <th rowspan="2">水セメント比</th> <th rowspan="2">単位セメント量</th> <th rowspan="2">空気量</th> <th rowspan="2">セメントの種類</th> <th rowspan="2">主な適用</th> </tr> <tr> <th>mm</th> <th>cm</th> <th>N/ml</th> <th>%以下</th> <th>kg</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋構造物〔Ⅰ〕</td> <td>24-12-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>8</td> <td>24</td> <td>55</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>N</td> <td>PCスラブ橋間詰[※]、非合成床版[※]</td> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物〔Ⅱ〕</td> <td>30-12-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>12</td> <td>30</td> <td>55</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>N</td> <td>PC桁橋の横桁及び間詰コンクリート、合成床版[※]</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：1) 粗骨材の最大寸法25mmは地域的に入手が困難な場合は、監督員と協議の上20mmとすることができる。 2) ()は、参考値である。 3) 設計図書に塩害対策を必要とする旨を明示した場合、鉄筋コンクリートの水セメント比は50%以下を標準とする。 4) セメントの種類は、N：普通ポルトランドセメント H：早強ポルトランドセメント B B：高炉セメントB種 5) 請負者は、PCスラブ橋間詰、非合成床版、合成床版のスランプ値を、施工条件等により12cmとするときには、監督員と協議すること。</p>	種別	規格	コンクリートの種類	粗骨材の最大寸法		呼び強度	水セメント比	単位セメント量	空気量	セメントの種類	主な適用	mm	cm	N/ml	%以下	kg	%	鉄筋構造物〔Ⅰ〕	24-12-25	普通	25	8	24	55	-	4.5	N	PCスラブ橋間詰 [※] 、非合成床版 [※]	鉄筋構造物〔Ⅱ〕	30-12-25	普通	25	12	30	55	-	4.5	N	PC桁橋の横桁及び間詰コンクリート、合成床版 [※]	3	2-	3-	2	10.	<p style="text-align: center;">標準配合表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">規格</th> <th rowspan="2">コンクリートの種類</th> <th colspan="2">粗骨材の最大寸法</th> <th rowspan="2">呼び強度</th> <th rowspan="2">水セメント比</th> <th rowspan="2">単位セメント量</th> <th rowspan="2">空気量</th> <th rowspan="2">セメントの種類</th> <th rowspan="2">主な適用</th> </tr> <tr> <th>mm</th> <th>cm</th> <th>N/ml</th> <th>%以下</th> <th>kg</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋構造物〔Ⅰ〕</td> <td>24-12-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>12</td> <td>24</td> <td>55</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>N</td> <td>PCスラブ橋間詰、非合成床版</td> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物〔Ⅱ〕</td> <td>30-12-25</td> <td>普通</td> <td>25</td> <td>12</td> <td>30</td> <td>55</td> <td>-</td> <td>4.5</td> <td>N</td> <td>PC桁橋の横桁及び間詰コンクリート、合成床版</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：1) 粗骨材の最大寸法25mmは地域的に入手が困難な場合は、監督員と協議の上20mmとすることができる。 2) ()は、参考値である。 3) 設計図書に塩害対策を必要とする旨を明示した場合、鉄筋コンクリートの水セメント比は50%以下を標準とする。 4) セメントの種類は、N：普通ポルトランドセメント H：早強ポルトランドセメント B B：高炉セメントB種</p>	種別	規格	コンクリートの種類	粗骨材の最大寸法		呼び強度	水セメント比	単位セメント量	空気量	セメントの種類	主な適用	mm	cm	N/ml	%以下	kg	%	鉄筋構造物〔Ⅰ〕	24-12-25	普通	25	12	24	55	-	4.5	N	PCスラブ橋間詰、非合成床版	鉄筋構造物〔Ⅱ〕	30-12-25	普通	25	12	30	55	-	4.5	N	PC桁橋の横桁及び間詰コンクリート、合成床版	
種別	規格	コンクリートの種類	粗骨材の最大寸法		呼び強度	水セメント比				単位セメント量	空気量							セメントの種類	主な適用																																																																								
			mm	cm			N/ml	%以下	kg			%																																																																															
鉄筋構造物〔Ⅰ〕	24-12-25	普通	25	8	24	55	-	4.5	N	PCスラブ橋間詰 [※] 、非合成床版 [※]																																																																																	
鉄筋構造物〔Ⅱ〕	30-12-25	普通	25	12	30	55	-	4.5	N	PC桁橋の横桁及び間詰コンクリート、合成床版 [※]																																																																																	
種別	規格	コンクリートの種類	粗骨材の最大寸法		呼び強度	水セメント比	単位セメント量	空気量	セメントの種類	主な適用																																																																																	
			mm	cm							N/ml	%以下	kg	%																																																																													
鉄筋構造物〔Ⅰ〕	24-12-25	普通	25	12	24	55	-	4.5	N	PCスラブ橋間詰、非合成床版																																																																																	
鉄筋構造物〔Ⅱ〕	30-12-25	普通	25	12	30	55	-	4.5	N	PC桁橋の横桁及び間詰コンクリート、合成床版																																																																																	
3	3-	8-	2	14.		加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表3-20、表3-21の規格に適合するものとする。	3	3-	8-	2	14.		加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグは第2編2-3-3 5 鉄鋼スラグの規格(路盤材用)の表2-11鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。 また、アスファルトコンクリート再生骨材は第2編2-3-4アスファルト用再生骨材の表2-14針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質、表2-15圧裂係数を適用するアスファルト用再生骨材の品質のいずれか一方の目標値に適合するものとする。	諸基準類との整合																																																																													
3	3-	8-	2	14.		<p style="text-align: center;">表3-20 製鋼スラグの品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>呼び名</th> <th>表乾密度 (g/cm³)</th> <th>吸水率 (%)</th> <th>すりへり減量 (%)</th> <th>水浸膨張比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラッシュラン製鋼スラグ</td> <td>C S S</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>50以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>単粒度製鋼スラグ</td> <td>S S</td> <td>2.45以上</td> <td>3.0以下</td> <td>30以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)水浸膨張比の規格は、3ヶ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は舗装調査・試験法便覧B014を参照する。</p>	材 料 名	呼び名	表乾密度 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水浸膨張比 (%)	クラッシュラン製鋼スラグ	C S S	-	-	50以下	2.0以下	単粒度製鋼スラグ	S S	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3	3-	8-	2	14.		(削除)																																																												
材 料 名	呼び名	表乾密度 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水浸膨張比 (%)																																																																																						
クラッシュラン製鋼スラグ	C S S	-	-	50以下	2.0以下																																																																																						
単粒度製鋼スラグ	S S	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下																																																																																						

工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考													
						<p>表3-21 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <table border="1"> <tr> <td>旧アスファルトの含有量</td> <td>%</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旧アスファルトの性状</td> <td>針入度</td> <td>1/10 mm</td> </tr> <tr> <td>圧裂係数</td> <td>N/mm²/mm</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量</td> <td>%</td> <td>5以下</td> </tr> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たを用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。 [注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20~30mm、13~5mm、5~0mmの3種類の粒度や20~13mm、13~0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13~0mmの粒度区分のものに適用する。 [注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてもよい。また、13~0mmあるいは13~5mm、5~0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13~0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。 [注4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 [注5] 骨材の微粒分量試験は「JIS A 1103:2003骨材の微粒分量試験方法」により求める。 [注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。 [注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。</p>	旧アスファルトの含有量	%	3.8以上	旧アスファルトの性状	針入度	1/10 mm	圧裂係数	N/mm ² /mm	骨材の微粒分量	%	5以下									(削除)	
旧アスファルトの含有量	%	3.8以上																									
旧アスファルトの性状	針入度	1/10 mm																									
	圧裂係数	N/mm ² /mm																									
骨材の微粒分量	%	5以下																									
3	3-	8-	2	14.		<p>アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-22、表3-23の規格に適合するものとする。この場合、使用する骨材の比重が特に大きい(若しくは小さい)ためにアスファルト混合率が見掛け上変わった場合の取扱いは、容積に換算して計算するものとする。</p>	3	3-	8-	2	23.	(1)	<p>アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-20、表3-21の規格に適合するものとする。この場合、使用する骨材の比重が特に大きい(若しくは小さい)ためにアスファルト混合率が見掛け上変わった場合の取扱いは、容積に換算して計算するものとする。</p>	表番号の変更													
3	3-	8-	2	24.		<p>表3-22、表3-23に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。</p>	3	3-	8-	2	24.		<p>表3-20、表3-21に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。</p>	表番号の変更													
3	3-	8-	2	24.		<p>表3-22 マーシャル安定度試験基準値</p>	3	3-	8-	2	24.		<p>表3-20 マーシャル安定度試験基準値</p>	表番号の変更													
3	3-	8-	2	24.		<p>表3-23 アスファルト混合物の種類と粒度範囲</p>	3	3-	8-	2	24.		<p>表3-21 アスファルト混合物の種類と粒度範囲</p>	表番号の変更													
3	3-	8-	2	26.		<p>プライムコートで使用する石油アスファルト乳剤は、JIS K 2208(石油アスファルト乳剤)のPK-3もしくは表2-23-1、3(第2編材料編第2章材料P2-26)の規格に適合するものとする。</p>	3	3-	8-	2	26.		<p>プライムコートで使用する石油アスファルト乳剤は、JIS K 2208(石油アスファルト乳剤)のPK-3もしくは表2-24-1、3(第2編材料編第2章材料P2-26)の規格に適合するものとする。</p>	表番号の変更													
3	3-	8-	2	27.		<p>タックコートで使用する石油アスファルト乳剤は、JIS K 2208(石油アスファルト乳剤)のPK-4もしくは表2-23-2(第2編材料編第2章材料P2-26)の規格に適合するものとする。</p>	3	3-	8-	2	27.		<p>タックコートで使用する石油アスファルト乳剤は、JIS K 2208(石油アスファルト乳剤)のPK-4もしくは表2-24-2(第2編材料編第2章材料P2-27)の規格に適合するものとする。</p>	表番号の変更													
3	3-	8-	5	6.	(3)	<p>セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-24の規格による。</p>	3	3-	8-	5	6.	(3)	<p>セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-22の規格による。</p>	表番号の変更													
3	3-	8-	5	6.	(3)	<p>表3-24 安定処理路盤の品質規格</p>	3	3-	8-	5	6.	(3)	<p>表3-22 安定処理路盤の品質規格</p>	表番号の変更													

工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考
3	3-	8-	5	7.	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-25に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	3	3-	8-	5	7.	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-23に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	表番号の変更
3	3-	8-	5	7.	(1)	表3-25 マーシャル安定度試験基準値	3	3-	8-	5	7.	(1)	表3-23 マーシャル安定度試験基準値	表番号の変更
3	3-	8-	5	8.	(3)	請負者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表3-22に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。	3	3-	8-	5	8.	(3)	請負者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表3-20に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。	表番号の変更
3	3-	8-	6	3.	(3)	下層路盤、上層路盤にセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-26、表3-27の規格に適合するものとする。	3	3-	8-	6	3.	(3)	下層路盤、上層路盤にセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-24、表3-25の規格に適合するものとする。	表番号の変更
3	3-	8-	6	3.	(3)	表3-26 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格	3	3-	8-	6	3.	(3)	表3-24 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格	表番号の変更
3	3-	8-	6	3.	(3)	表3-27 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格	3	3-	8-	6	3.	(3)	表3-25 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格	表番号の変更
3	3-	8-	6	4.	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-28に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	3	3-	8-	6	4.	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-26に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	表番号の変更
3	3-	8-	6	4.	(1)	表3-28 マーシャル安定度試験基準値	3	3-	8-	6	4.	(1)	表3-26 マーシャル安定度試験基準値	表番号の変更
3	3-	8-	6	6.		コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表3-29の規格に適合するものとする。	3	3-	8-	6	6.		コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表3-27の規格に適合するものとする。	表番号の変更
3	3-	8-	6	6.		表3-29 コンクリートの配合基準	3	3-	8-	6	6.		表3-27 コンクリートの配合基準	表番号の変更
3	3-	8-	6	7.		コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表3-30の許容誤差の範囲内とする。	3	3-	8-	6	7.		コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表3-28の許容誤差の範囲内とする。	表番号の変更
3	3-	8-	6	7.		表3-30 計量誤差の許容値	3	3-	8-	6	7.		表3-28 計量誤差の許容値	表番号の変更
3	3-	8-	6	9.	(2)	「舗装施工便覧第8章 8-4-10 暑中および寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、平成18年2月)	3	3-	8-	6	9.	(2)	「舗装施工便覧第8章 8-4-10 暑中および寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、令和6年3月)	更新
3	3-	8-	6	13.	(2)	転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表3-26、表3-27に適合するものとする。	3	3-	8-	6	13.	(2)	転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表3-24、表3-25に適合するものとする。	表番号の変更
3	3-	8-	6	13.	(4)	示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-31によるものとする。	3	3-	8-	6	13.	(4)	示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-29によるものとする。	表番号の変更
3	3-	8-	6	13.	(4)	表3-31 示方配合表	3	3-	8-	6	13.	(4)	表3-29 示方配合表	表番号の変更
3	3-	8-	6	14.	(9)	注入目地材(加熱施工式)の品質は、表3-32を標準とする。	3	3-	8-	6	14.	(9)	注入目地材(加熱施工式)の品質は、表3-30を標準とする。	表番号の変更

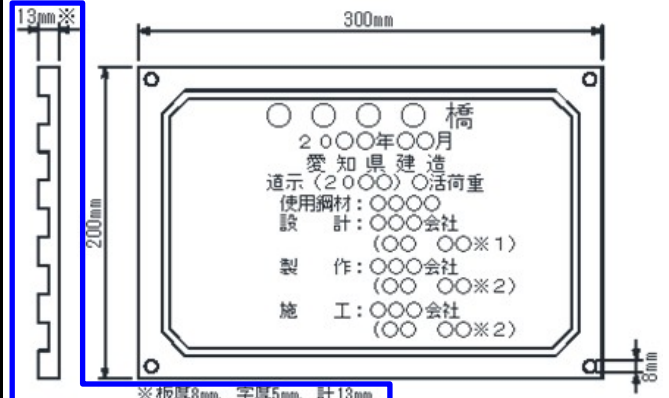
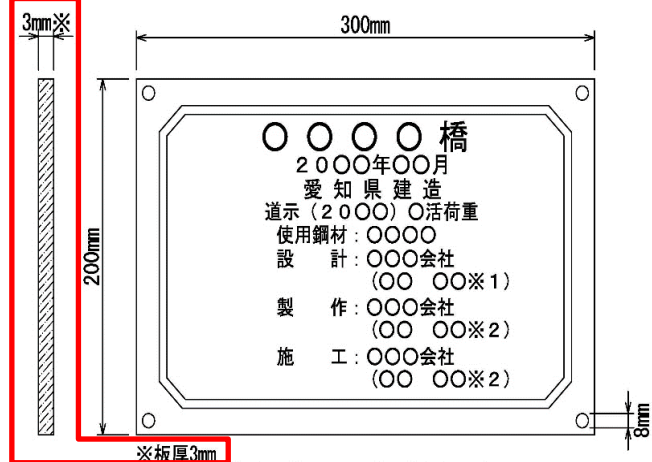
工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考
3	3-	8-	6	14.	(9)	表3-32 注入目地材(加熱施工式)の品質	3	3-	8-	6	14.	(9)	表3-30 注入目地材(加熱施工式)の品質	表番号の変更
3	3-	8-	8	4.		「視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第4章施工」	3	3-	8-	8	4.		「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章施工」	誤記
3	3-	12-	5	3.		「仮締切堤設置基準(案)」(国土交通省、平成26年12月)	3	3-	12-	5	3.		「仮締切堤設置基準(案)」(国土交通省、令和6年3月)	更新

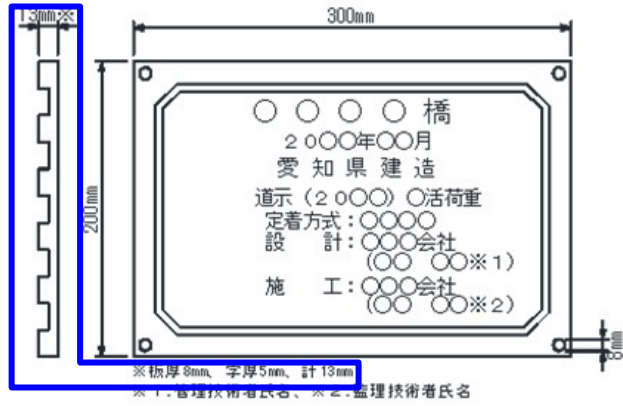
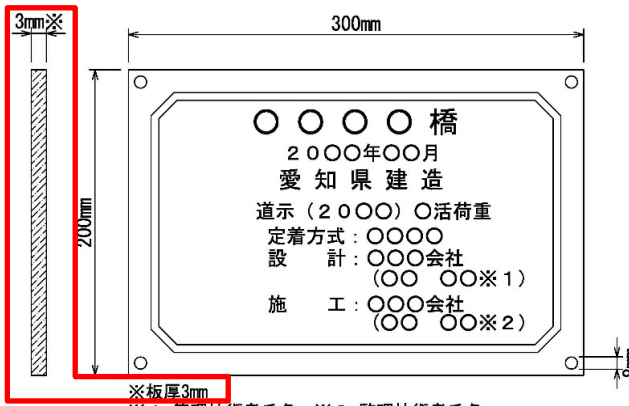
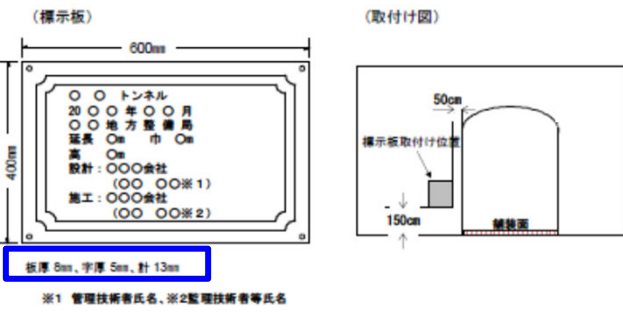
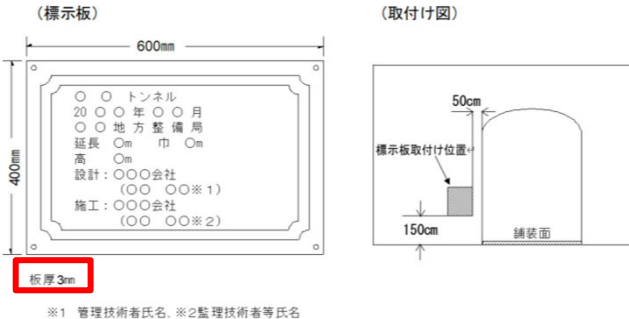
工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考
4	1-	5-	2	2.		注1(参考)河川構造物設計要領(平成28年11月 国土交通省中部地方整備局監修)より抜粋	4	1-	5-	2	2.		注1(参考)河川構造物設計要領(令和4年12月 国土交通省中部地方整備局監修)より抜粋	更新
4	7-	2-				国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月)	4	7-	2-				国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月)	更新
4	7-	3-	1	2.		請負者は、床止め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準(案)(国土交通省、平成26年12月)及び各々の条・項の規定による。	4	7-	3-	1	2.		請負者は、床止め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準(案)(国土交通省、令和6年3月)及び各々の条・項の規定による。	更新
5	1-	2-				農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について(平成27年2月)	5	1-	2-				農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について(令和3年7月)	更新

工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考
7	1-	5-	1	2.		請負者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工—擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書4.3 施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	7	1-	5-	1	2.		請負者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工—擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	
7	2-	3-	6	4.		「舗装再生便覧2章 2-7 施工」(日本道路協会、令和6年3月)	7	2-	3-	6	4.		「舗装再生便覧2章 2-8 施工」(日本道路協会、令和6年3月)	諸基準類との整合
7	2-	3-	7	2.		「舗装再生便覧2-7 施工」(日本道路協会、令和6年3月)	7	2-	3-	7	2.		「舗装再生便覧2-8 施工」(日本道路協会、令和6年3月)	諸基準類との整合
7	2-	8-	1	3.		請負者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章 道路標識の設計、施工」(日本道路協会 令和2年6月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会 平成21年6月)の規定、第3編3-3-7 小型標識工、3-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)、3-12-5 土留・仮締切工の規定及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会 令和6年10月)による。	7	2-	8-	1	3.		請負者は、標識工の施工については、「道路標識設置基準・同解説第4章 道路標識の設計、施工」(日本道路協会 令和2年6月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会 平成21年6月)の規定、第3編3-3-7 小型標識工、3-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)、3-12-5 土留・仮締切工の規定及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会 令和6年10月)による。	表現修正
7	4-	3-	11			橋歴板は、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)の規定による。	7	4-	3-	11			橋歴板に用いる材質は、第7編5-12-8 銘板工の規定による。	諸基準類との整合
7	4-	7-	9	1.		請負者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)を使用し、寸法及び記載事項は、図4-3により作成しなければならない。	7	4-	7-	9	1.		請負者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板(JIS H 4000 A 5052 P)を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図4-3により作成しなければならない。	規定の変更
7	4-	7-	9	3.		 <p>※板厚8mm、字厚5mm、計13mm ※1:管理技術者氏名、※2:監理技術者氏名</p>	7	4-	7-	9	3.		 <p>※板厚3mm ※1:管理技術者氏名、※2:監理技術者氏名</p>	規定の変更

工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考
7	5-	3-	7			橋歴板は、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)の規定による。	7	5-	3-	7			橋歴板に用いる材質は、第7編5-12-8銘板工の規定による。	諸基準類との整合
7	5-	12-	8	1.		請負者は、橋歴板を、材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)を使用し、寸法及び記載事項は、図5-1により作成しなければならない。	7	5-	12-	8	1.		請負者は、橋歴板を、材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板(JIS H 4000 A 5052 P)を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図5-1により作成しなければならない。	規定の変更
7	5-	12-	8	1.		 <p>※板厚8mm、字厚5mm、計13mm ※1:管理技術者氏名、※2:監理技術者氏名</p>	7	5-	12-	8	1.		 <p>※板厚3mm ※1:管理技術者氏名、※2:監理技術者氏名</p>	規定の変更
7	6-	8-	6	2.		請負者は、標示板の材質はJIS H 2202(鋳物用黄銅合金地金)とし、両坑口に図6-2を標準として取付けなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。	7	6-	8-	6	2.		標示板に用いる材質は第7編5-12-8銘板工の規定による。なお、両坑口に図6-2を標準として取付けなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。	規定の変更
7	6-	8-	6	3.		 <p>板厚5mm、字厚5mm、計13mm ※1:管理技術者氏名、※2:監理技術者等氏名</p>	7	6-	8-	6	3.		 <p>板厚3mm ※1:管理技術者氏名、※2:監理技術者等氏名</p>	規定の変更
7	7-	6-	5	2.		銘板の材質はJIS H 2022(鋳物用黄銅合金地金)とする。	7	7-	6-	5	2.		銘板に用いる材質は、第7編5-12-8銘板工とする。	諸基準類との整合

工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考
7	8-	6-	5	2.		銘板の材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)とする。	7	8-	6-	5	2.		銘板に用いる材質は、第7編5-12-8銘板工とする。	諸基準類との整合
7	13-	4-	7	1.	(3)	請負者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	7	13-	4-	7	1.	(3)	請負者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「F007 突固め試験方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	誤記
7	13-	4-	7	2.	(2)	① 請負者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編3-8-2アスファルト舗装の材料、表3-22マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	7	13-	4-	7	2.	(2)	① 請負者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編3-8-2アスファルト舗装の材料、表3-20マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	表番号の変更
7	13-	4-	7	2.	(3)	請負者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編3-8-2アスファルト舗装の材料、表3-22マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。	7	13-	4-	7	2.	(3)	請負者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編3-8-2アスファルト舗装の材料、表3-20マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。	表番号の変更

工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考
9	2-	2-				国土交通省 公共建築工事標準仕様書(令和5年3月)	9	2-	2-				国土交通省 公共建築工事標準仕様書(令和7年5月)	更新
9	2-	2-				環境省 水質汚濁に係る環境基準について(環境省告示第6号) (令和5年3月)	9	2-	2-				環境省 水質汚濁に係る環境基準について(環境省告示第35号) (令和7年3月)	更新

工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考
10	11-	2-		3.	(3)	請負者は、施工に先立ちペトロラタム被覆の保護カバーの材質について、監督員の承諾を得なければならない。	10	11-	2-		3.	(3)	ペトロラタム被覆に使用する保護カバーの材質は、施工に先立ち請負者は監督員の承諾を得なければならない。	修正
10	11-	3-		1.	(3)	請負者は、設計図書に定める防食効果を確認するための電位測定装置の測定用端子箱を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。	10	11-	3-		1.	(3)	請負者は、設計図書に定める防食効果を確認するための電位測定装置の端子板を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。	修正

工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧条文(令和7年)	編	章	節	条	項	枝番	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考
11	1-	1-		1.		愛知県建設部の発注する電気通信設備工事は、「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室 編集 令和6年3月)を準拠するものとする。	11	1-	1-		1.		愛知県建設局・都市・交通局の発注する電気通信設備工事は、「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室 編集 令和7年3月)を準拠するものとする。	更新
11	2-	1-		1.		愛知県建設部の発注する水門設備、用排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気・非常用施設、散水融雪設備、道路排水設備、その他これらに類する機械工事は、「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省総合政策局公共事業企画調整課 編集 令和6年3月)、「機械工事施工管理基準(案)」(令和3年3月)、「機械工事完成図書作成要領(案)」(平成19年3月)を準拠するものとする。	11	2-	1-		1.		愛知県建設局・都市・交通局の発注する水門設備、用排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気・非常用施設、散水融雪設備、道路排水設備、その他これらに類する機械工事は、「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省総合政策局公共事業企画調整課 編集 令和7年3月)、「機械工事施工管理基準(案)」(令和3年3月)、「機械工事完成図書作成要領(案)」(平成19年3月)を準拠するものとする。	更新

工事標準仕様書(令和8年4月1日一部改定) 新旧対照表

編	頁	旧条文(令和7年)	編	頁	新条文(令和8年4月1日一部改定)	備考
12	2	コンクリート標準示方書(設計編)[2022年制定] 土木学会 H23/3	12	2	コンクリート標準示方書(設計編)[2022年制定] 土木学会 R5/3	
12	2	水質汚濁に係る環境基準について(環境省告示第6号) 環境省 R7/3	12	2	水質汚濁に係る環境基準について(環境省告示第35号) 環境省 R7/3	
12	2	ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定) 建設業労働災害防止協会 R5/6	12	2	ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定) 建設業労働災害防止協会 R6/4	
12	3	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省 H30/1	12	3	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省 R6/3	
12	3	手すり先行工法等に関するガイドライン 厚生労働省 H21/4	12	3	手すり先行工法等に関するガイドライン 厚生労働省 R5/12	
12	3	仮締切堤設置基準(案) 国土交通省 H26/12	12	3	仮締切堤設置基準(案) 国土交通省 R6/3	
12	3	地山補強土工法設計・施工マニュアル 地盤工学会 H23/8	12	3	地山補強土工法設計・施工マニュアル 地盤工学会 H28/3	
12	4	視覚障害者用誘導用ブロック設置指針・同解説 日本道路協会 S60/9	12	4	視覚障害者用誘導用ブロック設置指針・同解説 日本道路協会 S60/9	
12	5	機械工事共通仕様書(案) 国土交通省 R6/3	12	5	機械工事共通仕様書(案) 国土交通省 R7/3	
12	11	公共建築改修工事標準仕様書 国土交通省 R5/3	12	11	公共建築改修工事標準仕様書 国土交通省 R7/5	
12	11	都市公園技術標準解説書 日本公園緑地協会 R1/7	12	11	都市公園技術標準解説書 日本公園緑地協会 R7/6	
12	11	公共建築工事標準仕様書 国土交通省 R5/3	12	11	公共建築工事標準仕様書 国土交通省 R7/5	
12	11	電気通信設備工事共通仕様書 国土交通省 R6/3	12	11	電気通信設備工事共通仕様書 国土交通省 R7/3	
12	13	下水道施設の耐震対策指針と解説 日本下水道協会 H26/5	12	13	下水道施設の耐震対策指針と解説 日本下水道協会 R7/8	